

・ 合同で入札監視委員会を設置すること等について

(平16. 7. 1 付34-91)

理事長 から 経営企画・総務等担当理事  
各本部長 あて  
各支社長

改正 平成16年7月16日(イ)  
平成18年8月4日(ロ)  
平成20年9月16日(ハ)  
平成26年2月28日(ニ)  
平成28年2月25日(ホ)  
平成29年6月29日(ヘ)  
令和3年3月25日(ト)  
令和4年3月28日(フ)

標記について、「入札監視委員会の設置及び運営について」(平16. 7. 1 付34-90。以下「通達」という。)をもって、記第1の1に「別に定めるところ」としたものを下記のとおり定めたので、通知する。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

合同で入札監視委員会を設置する場合の取扱いは、次によるものとする。

- 1 本社、東北震災復興支援本部、東日本都市再生本部及び東日本賃貸住宅本部(以下「本部等」という。)にあっては、合同で入札監視委員会を設置するものとする。(ニ)(ホ)(ト)(フ)
- 2 合同で委員会を設置することに伴う委員の委嘱については総務を担当する理事(総務を担当する理事が置けない場合は統括役(特に命を受けた重要事項の企画を担当する統括役に限る。以下同じ。)に、また、会議の開催、資料のとりまとめ等については別紙「合同入札監視委員会設置運営要領(以下「運営要領」という。)第12条に定める委員会の庶務の総括を行う本部等の長に、それぞれ事務委任がなされているものとする。  
(イ)(ニ)(ト)
- 3 その他、別紙の運営要領に準拠して、総務を担当する理事が定めるものとする。(イ)(ト)

以 上

## 別紙

### 合同入札監視委員会設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「入札監視委員会の設置及び運営について」(平16.7.1付34-90)に基づいて設置される入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の合同設置)

第2条 本社、東北震災復興支援本部、東日本都市再生本部及び東日本賃貸住宅本部(以下「本社等」という。)にあっては、合同で委員会を設置することとする。(ニ)(ホ)(ト)(フ)

(委員会の事務)

第3条 委員会は、総務を担当する理事(総務を担当する理事が置かれない場合は統括役(特に命を受けた重要事項の企画を担当する統括役に限る。以下同じ。))、東北震災復興支援本部長、東日本都市再生本部長及び東日本賃貸住宅本部長(以下「本部長等」という。)の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。(イ)(ニ)(ホ)(ト)(フ)

一 本社等が発注した工事及び業務等(建設コンサルタント業務等、その他役務及び物品購入をいう。以下同じ。)に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。(ハ)

二 本社等が発注した工事及び業務等のうち委員会が抽出指定したものに關し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。(ハ)

三 本社等が発注した工事及び業務等に関し、入札に参加した業者間に独占禁止法違反等の違反行為があると疑うに足る相当の理由がある場合において、事実の調査の実施及びその結果の報告を求めること。(ハ)

四 一般競争入札(特定調達契約に係るものを除く。)及び指名競争入札における入札及び契約手続並びに指名停止又は警告若しくは注意の喚起に係る再苦情処理を行うこと。(ロ)(ハ)

(委員会の委員及び組織)

第4条 委員は、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約手続についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから総務を担当する理事が本部長等の委任を受けて委嘱する。

(イ)(ニ)(ト)

2 委員会は、〇人以内で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 第3条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、3か月に1回開催する。

- 2 第3条第3号の事務に係る会議及び第4号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じ開催する。

- 3 前2項に規定する会議は非公開とし、議事概要は、公表するものとする。
- (抽出の委任)

第6条 委員会は、第3条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

- 2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行うものとする。

(抽出方法)

第7条 抽出は、第13条に基づく様式に定める工事及び業務等の一覧表の中から、落札率、入札者数及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人の該当の有無の情報を勘案した上で、入札及び契約方式別に、無作為の方法によって行う。(ハ)(ニ)

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第3条第1号から第3号までの事務に関し、報告の内容、審査した対象工事及び業務等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、総務を担当する理事及び本部長等に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

(イ)(ハ)(ニ)(ト)

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

- 3 委員会は、審議の内容や結果を踏まえ、特に必要があると認められた場合は、直接理事長に意見の具申を行うことができる。(ニ)

(再苦情の処理)

第9条 委員会は、第3条第4号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を総務を担当する理事及び本部長等に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。(イ)(ニ)(ト)

- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第3条第2号から第4号までの事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第11条 委員は、第3条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、本社等の経理担当課及び契約担当課において行う。また、委員会の庶務の総括は、別に定めるところにより、〇〇本部〇〇部〇〇課又は〇〇支社〇〇部〇〇課において行う。(ハ)(ニ)(ホ)(ハ)

(報告の様式)

第13条 定例会議における報告の様式は、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、〇年〇月〇日から施行する。